

(5) 服装

学校生活にふさわしい爽やかで清楚な整容を心掛けること

標準服 式典、全校集会、講演会その他指定された日は標準服着用とする

- ① シャツは出さない。夏服のポロシャツは出してもよい
- ② 標準服と私服を混同して着用することはできない
(ブレザーの下にフード付きパーカー、襟付きセーター等の着用禁止)
- ③ セーターは学校指定の物に限る (ブレザーの袖や裾から出ないものを着用する)
- ④ 靴下は、華美でのもとする。柄物やくるぶしが見える靴下の着用は禁止である。冬場の女子のタイツは黒で無地、肌が透けないものとする
※式典時：男子は黒又は紺単色 (白不可)、女子は黒か紺の靴下又は黒タイツのうち指定されたもの
- ⑤ 夏服着用時は、色物の下着が透けないようにする
- ⑥ 男子のベルトは黒単色とする。派手なデザインや穴が多い物は禁止
- ⑦ ネクタイは、シャツの一番上のボタンを留め、襟に収まるように着用し、下げて着用しないこと
- ⑧ 男子のズボン、女子のスカートは正しく着用する (**女子のスカート丈は、立膝をして床に付く長さとする**)

男子

女子

冬服

中間服

冬服

中間服



私服

- ① 学校生活にふさわしい服装を着用する。
- ② スウェット、破れの多いズボン、キャラクター系のジャージ、短パンは禁止
- ③ 女子の派手な柄物のスカートやミニスカートは禁止
- ④ 肌の露出が多い服装は禁止
- ⑤ スポーツウェアの派手 (金銀の大きな文字やロゴ・色・柄) なものは禁止
- ⑥ 学校指定の体育服は、体育の授業と部活動の時間のみ着用する。部活動の練習着は、部活動の練習時間のみ着用する。登下校時や教室での授業においては、着用しない。(部活動の練習着での下校は認める。)

靴等 次のような履き物は禁止とする

- ① スリッパ・ブーツ・サンダル各種 (クロックスも含む) ・ハイヒール・ソール (厚底) の高い靴等
- ② ハイカットシューズなど下足箱に入らないもの

防寒 学校に通学するにふさわしい派手でないものとする

- ① マフラー、ネックウォーマー、手袋、ニット帽等は校舎内では着用しない
- ② 防寒具は、昇降口で外す
- ③ 防寒着（コート・ジャンパー類）は、教室・施設内では着用しない。
- ④ 膝掛け・座布団等は禁止。特別に必要な場合は、担任・養護教諭などに相談すること。許可する場合もある

その他 装飾品は学校で授業を受けるには不要である

- ① 女子の派手な髪留めやゴム、シュシュの使用は禁止とする。
- ② サングラス、カラーコンタクト、エクステンション（付け毛）、ファッション系帽子、ネックレス、ブレスレット類、ピアス、指輪は禁止
- ③ 入れ墨はたとえ小さなものであっても、医療機関で治療をして消してもらう

(6) 整容・頭髪について

【男女共通】

- ①染色・脱色、パーマ（ストレートパーマを含む）は禁止
- ②整髪料や、脱色・染色効果があるシャンプー、リンス、スプレーなどの使用は禁止
- ③ドライヤーなどの使用による髪の毛の痛みによる色落ちがないようにする
- ④アイロンやコテなどの器具を使用して髪の毛を加工（カール・ストレートなど）しない
- ⑤変色した髪（染色・脱色・ドライヤーなどによる痛みなど）は黒に染めてもらう
（時間の経過とともに色落ちすることがあるので、色落ちしたら再度髪を黒に染める）
- ⑥化粧（色つきリップクリーム、口紅、マスカラ、アイプチ、付けまつ毛、マユ書き、マユ染め、ファンデーションなど）、マユそり、マユ抜き、ピアス、カラーコンタクト、エクステーション（付け毛）、身体への加工は禁止

（身体的にやむを得ない事情がある場合は、事前に学校へ相談ください）

【男子】

いびつな髪型（モヒカンやラインを入れるなど）、作為的な髪型、髪留め（ピン）やゴムの使用は禁止

長さの基準

- (1) 前髪は眉程度
- (2) 横の長さは耳にかからない程度
- (3) 後ろ髪は襟にかからない程度

【女子】

派手な髪留め（ピン）やゴム、シュシュ等の使用は禁止

長さの基準

- (1) 前髪は眉程度
- (2) 横髪は、必ずピンで留める
- (3) 後ろ髪が肩にかかる場合はゴム（黒・紺）で結ぶ